

農委だより

第51号
令和7年1月

発行：大潟村農業委員会 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 TEL 0185-45-3654 FAX 0185-45-2162

賀正

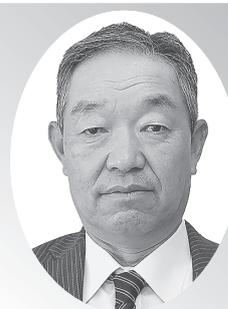
おもな内容



- ・年頭のあいさつ P 2
- ・農地部会・農政部会の活動報告 P 3
- ・秋田県農業委員会大会報告 P 4・5
- ・農業委員雑感～自分流考察～ P 6
- ・農地の売買・賃貸方法 P 7
- ・農業委員会 1年間の活動 P 8



謹賀新年



年頭の
あいさつ
会長 大島 和夫

新年あけましておめでとう
ございます。皆様には和やかに
新しい年をお迎えのことと
思います。また、日頃より村
農業委員会に対しましてご理
解とご支援をいただきまして
厚くお礼申し上げます。

昨年も年明けから能登半島
で大規模地震が発生し、夏に
は台風や低気圧による大雨に
よる洪水など全国各地で自然
災害が多く発生した年でもあ
りました。県内も七月の豪雨、
水害で上小阿仁、由利本荘地
域で甚大な被害が発生し未だ
に復旧作業が続いています。

今年の水稲は収量、品質も
平年並みとなり一等米比率も
前年より大幅に回復しました。
米価は前年産米の品質低下の
影響で精米歩合が低下し在庫
数量が目減りしました。もし
インバウンド需要、地震によ
る不安からの買いだめによ

り需要が急激に高まり「令和
の米騒動」と言われるほどの
米不足となり、異常なほどの
米価の高騰がまだまだ続いて
います。農家経済は久々に一
息つける年となりましたが燃
料、肥料、機械等の値段高騰
は歯止めがかからない状況で
す。米価の高騰が消費の低迷
につながらないことを祈るば
かりです。

今年も「全国農業委員会
長代表者集会」（一般社団法
人全国農業会議所 主催 十
一月二十八日）が東京・文京
シビックホールで開催され全
国各地より数百名が集い活動
方針の確認と今後の方向性が
討議されました。

第一号議案 新たな食料・
農業・農村基本計画と令和七
年度農業関係予算に関する要
請決議

第二号議案 「地域の農地

を活かし、持続可能な農業・
農村を創る全国運動」の推進
に関する申し合わせ決議

第三号議案 「情報提供活
動」の一層の強化に関する申
し合わせ決議

を満場の拍手で決議し取り
組むことといたしました。そ
の後、山形県寒河江市農業委
員会の活動事例発表があり今
後の活動に活かしていきたい
と思います。それに先立ち全
国農業会議所創立七十周年記
念式典が開催され二田孝治氏
（秋田県農業会議前会長、全
国農業会議所前会長）が農林
水産大臣より感謝状を贈呈さ
れました。

前日には銀座ブロッサム会
館に於いて農業者年金セミナー、
夕方から東京グリーンパ
レスホテルに於いて「農業委
員大会決議事項に関する秋田
県選出国会議員要請集会」
（佐々木吉秋秋田県農業会議
会長 主催）が開催され昨年
十一月に秋田県農業委員会大
会での決議事項を強く要請い
たしました。

今年も七月と十一月に農地
パトロールを行いました。大

潟土地改良区、大潟村農協の
ご協力のもと、村内圃場、周
辺増反地、育苗用地等の調査
を行い改善が必要と判断さ
れた圃場を検証して農地部会
で検討協議します。その結果
に基づき対象農家に改善の協
力をお願いしています。しか
し遊休農地は周辺増反地の十
アール区画の圃場と育苗団地
で恒常化されつつある用地が
散見されます。当該農家には
事務局より改善のお願いと
今後の意向調査票を同封して
対応しております。また、隣
接する圃場に悪影響を及ぼす
ことが想定されますので草刈
り等の最低限の維持管理をお
願いいたしております。今後
も委員会一丸となり解消に努
めてまいります。現在の委員
の任期も十月までです。残さ
れた期間も精一杯努めて参り
ます。今後とも農家の皆さん
から信頼される確かな情報提供
の窓口になれるよう委員、事
務局共々努力してまいります。
村民の皆様方のご健勝とご多
幸をお祈り申し上げます。新
年のご挨拶といたします。

農地部会の活動報告

農地部会長

工藤

猛



大潟村農業委員会では、毎年7月と11月に大潟土地改良区、大潟村農業協同組合のご協力を得ながら管内の農地パトロールを行っています。4班に分かれて各圃場、周辺増反地、育苗用をパトロールし、荒れている農地が無いか目視で確認を行います。この活動は農地法で定められた規定に基づき行うもので、遊休農地の解消、発生防止を目的としています。その後農地部会でパトロールの結果を協議し、改善が必要と判断された圃場の農家へ連絡して協力をお願いしています。毎年の活動により少しずつですが遊休農地が解消し、農地の健全化につながって

います。しかし一部農地や育苗用地では耕作が困難と判断される農地も見受けられます。それらの農地は10a区画の農地など周辺増反地で散見され、恒常化されつつある圃場も見られます。周辺増反地には所有者が大潟村民以外の農地もあるため、周辺の農業委員会と連携して解消に努めています。農地は耕作を止めてしまうとすぐに荒廃し遊休地化してしまいます。そういった農地はその後の農地集約に支障をきたすだけでなく、有害鳥獣の住処となる、あるいは病害虫の発生源となり近隣圃場へも被害を与えかねません。農家の皆様には農地の適正な管理をお願いしますとともに、農地の管理でお困りの際にはお近くの農業委員及び農業委員会事務局に気軽にご相談ください。

農政部会の活動報告

農政部会長

渡邊

琢磨



村民の皆様におかれましては、日頃農業委員会活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。今期の農政部会の活動といたしまして、『農委だより』の発行をさせていただきます。2頁は大島会長より年頭のご挨拶、3頁は農地部会長・農政部会長からの活動報告、4～5頁は北村委員・事務局より今回は鹿角市で行われました農業委員会大会の報告と大会趣旨、6頁は長年にわたって活躍されています土井委員より寄稿を頂き、7頁は農地の売買・賃貸方法について、8頁は事務局より活動のあらましという構成になって

おります。また、随所に賃貸料情報や配分農地の移動状況等の情報も載せておりますので併せてご確認ください。令和7年4月からは一部法律の改正により、農地の貸し借りは原則として農業公社（農地バンク）経由となります。今まで相対での農地の貸借が可能だったものが、農業公社経由での貸借になります。貸し手・借り手のメリットの他、地域にとってもメリットがありますので、詳しく知りたい方はお近くの農業委員または事務局までお声がけください。農政部会では『農委だより』を通じて皆様により分かりやすい情報を発信していきたいと考えておりますので、ご意見・ご質問等ございましたら農業委員会までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

本年もよろしく
お願い致します



会長

大島和夫

会長職務代理者

小林信之

農地部会長

工藤猛

農政部会長

渡邊琢磨

委員

北村雅幸

高木茂之

遠藤誠

猪股悦誠

田中誠

松橋良子

佐藤友能

土井博文

椎川健一

事務局

澤井公子

武田聖子

委員会大会報告

委員 北村 雅 幸



令和6年11月2日、鹿角市文化の杜交流館コモツセにおいて、約600名の県内農業委員、農地利用最適化推進委員が集い、令和6年度秋田県農業委員大会が開催されました。

秋田県農業会議で29年会長を務めていた二田孝治氏が勇退され、今年度新会長の佐々木吉秋氏より挨拶があり、本大会が進みました。
議案第1号「食料・農業・農村基本政策の実現に向けた政策提案」では、不測時の食料安全保障の強化、スマート農業の推進、農地の総量確保と適正利用の具体化に向けて動き出すこととなる。

着実に進めていくために、政策提案を行うものとす

1. 食料安全保障の確立に向けた対策

農林水産予算の持続的確保、生産コスト等反映可能な法の制定、水田活用の直接支払い交付金の予算確保、農業生産資材高騰対策

2. 農地政策の強化

農地利用集積等促進計画の権利設定において事務の簡素化

3. 農村を担う者の確保と経営支援

新規就農に係る予算の確保と充実、農業法人等の確保・育成、有害鳥獣被害対策の強化

4. 農村の防災・減災対策の強化と基盤整備の促進

大規模自然災害に対し早急な整備強化、農業農村整備対策の促進

5. 地域計画を推進する農業委員会組織への支援

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し



続いて、議案第2号「地域計画の策定・実行」と「農地利用最適化活動の見える化」の推進に係る申し合せの両議案とも参加者の満場一致で可決されました。
以上の決議案が、県選出国会議員要請集会で意見交換されます。

私が農業委員になって2年が経ちましたが、震災・線状降水帯発生による豪雨・夏場の高温障害近年農作物の低等級・収穫量減、そして今回の「令和の米不足」など、農家にとっては厳しい現状が続いております。農家が安心して営農し続けられるよう、先の議決案が国会及び国へ届き実現する事を期待します。

村創立60周年表彰

産業功労者(在職10年以上) 農業委員として長年にわたり村の農業行政の振興に尽くされた功績により、村創立60周年にあたり表彰されました。



右から
今野茂樹 元委員
土井博文 委員
植生 望 元委員
大島和夫 委員
(会長)
小林信之 委員
(会長職務代理者)

◎農地の賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、右記のとおりとなっています。農地法の改正に伴い、標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地(周辺市町に配分された増反地は除く)の賃貸借の実勢価格を毎年提供しています。

周辺市町に配分された増反地については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせは農業委員会(Tel45-3654)まで

(単位:円/10a)

賃借料	平均額	最高額	最低額
	30,000	35,000	28,000

※データは令和6年1月~12月の集計値
※平均額は面積で重みづけした加重平均値

第68回 秋田県農業

秋田県農業委員会大会において審議された議案

食料・農業・農村基本政策の実現に向けた政策提案

食料安全保障が基本理念の柱として位置付けられた「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が先の通常国会において可決され、併せて3つの関連法が成立した。

この中では、不測時の食料安全保障の強化やスマート農業の推進、農地の総量確保と適正利用等を目指す内容が盛り込まれ、来年度通常国会に提出予定の適正な価格形成に関する法律も踏まえつつ、「食料・農業・農村基本計画」の具体化に向け動き出すこととなる。

一方で、昨年改正された農業経営基盤強化促進法により、現場には地域の将来の農地利用を

明確化する「地域計画」について、今年度末までの策定が求められている。我々農業委員会組織は、その策定に向け組織をあげて取り組んでいるところであり、今後はその具現化に向けて、農地の保全と多様な人材も含む担い手等の結集を図りながら、地域の農地を活かし、持続的な農業・農村を創る活動を着実に進めていくことが必要である。

以上の情勢により、基本計画等の見直しや農業委員会組織の課題等を踏まえ、以下の通り政策提案を行うものとする。

I 食料安全保障の確立に向けた対策	
1	改正基本法の理念を実現する大型で安定的な財源の確保
2	合理的な価格形成の実現と国民理解の醸成
3	米政策の新たな展開
①	「水田活用の直接支払い交付金」の十分な予算の確保等
②	畑地化促進への支援の拡充
③	米価安定と輸出拡大等による需要拡大
4	農業生産資材等高騰対策の充実
5	スマート農業機械・設備の普及拡大への支援

II 農地政策の強化	
1	「農用地利用集積等促進計画」への一本化に向けた措置
2	滞在的な遊休農地対策への支援強化について
3	相続未登記（所有者不明）農地、土地持ち非農家（不在村地主）の農地対策

III 農業を担う者の確保と経営支援	
1	農業を担う者への経営支援
2	新規就農に係る予算の確保と拡充
3	農業法人等の確保・育成
4	有害鳥獣被害対策の強化

IV 農村の防災・減災対策の強化と基盤整備の促進	
1	農村の防災・減災対策の強化
2	農業農村整備対策の促進
3	中山間地域等直接支払制度の拡充・強化

V 地域計画を推進する農業委員会組織への支援	
1	農業委員会組織予算の確保
2	農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

その他、議案として

「地域計画の策定・実行」と「農地利用最適化活動の見える化」の推進に関する申し合わせ決議が提出され、全会一致をもって決議されました。

配分農地の市町村間
所有権移動状況
R7.1.1現在

町村名	配分当初積面	現有面積	前年面積	増減(通算)	
				増	減
大湯村	8,975	9,444	9,427	469	17
男鹿市(旧若美町)	675	495	497	△180	△2
三種町	旧山本町	12	13	1	0
	旧琴丘町	328	266	270	△62
	旧八竜町	541	415	419	△126
八郎潟町	446	327	334	△119	△7
その他	0	17	17	17	0
計	10,977	10,977	10,977	-	-

単位: ha

農業・農政の情報紙
全国農業新聞を
購読しましょう!!

全国農業新聞は
農業者の利益代表機関である
農業委員会系統組織の機関紙です。
農業者の立場に立つて編集・発行している
「農家のための情報誌」です。

購読料
紙面版 1か月/700円
電子版(のり) 1か月/500円
毎週金曜日発行

申し込みは大湯村農業委員会
事務局 04513654まで。

米価格高騰にと農業の未来

自分流考察

土井博文



今年の主食米の価格は近年例を見ない程の価格で出回り、米不足パニックはやや解消したもののコメ農家の倒産・廃業が急増：過去最多を更新しているという。

近年、肥料、動力光熱費などのコスト負担増を冷静に考えると、価格がコストに追いついたとも言える。

帝国データバンクによると全国的なコメ不足と価格高騰のなか、米作農家の倒産や廃業に歯止めがかからず、2024年1～8月に発生した米作農業（コメ農家）の倒産（負債1000万円以上、法的整理）が6件、休廃業・解散（廃業）が28件発生し、計34件が生産現場から消滅した。倒産・廃業の件数は23年通年の件数（35件）を大幅に上回り年間最多が確定され、初の年間40件台到達も想定される。加えて生産者の高齢化・後継者不足も追い打ちかける。後主食用のコメを生産するコ

メ農家で倒産や廃業が相次ぐ背景には、生産コストの上昇と深刻な後継者・就農者不足があげられる。農林水産省の調査によると、2023年における農業に必要な生産資材の価格は、20年平均に比べて1.2倍に上昇した。なかでも、原料の多くを輸入に頼る肥料は1.5倍、ガソリン・軽油などの値上がりで光熱動力費は1.2倍、農業薬剤は1.1倍（感覚的にはさらに値上がり感）と、主な資材のほとんどが値上がりした。

他方で、国内の主食用米の消費量減少などを背景に販売価格への転嫁が難しく、利益が残らないことから翌年の苗床やトラクターなどの機材調達費用が捻出できず、コメづくりを断念するケースも多かつたとみられる。

足元では主食用米の価格は上昇しているほか、高付加価値米の需要拡大などで業績を伸ばすコメ農家もある。また、新規就農支援の取り組みが進むなど、後継者不足に悩む生産基盤の強化も進んでいる。

ただ、資材高騰と値上げ難で農家が経営をあきらめる状況が続けば、将来的に主食のコメが安定的に供給できなくなる可

能性もある。

大潟村に目を向けると当初589戸あった農家戸数が令和6年4月時点で465戸まで減少し、対して平均経営面積は19haと増加してきている。

幸いなことに今のところ単純に農家が減りはしているが他の地域とは異なり、農地の基盤が整っているので全国で問題になっような著しい荒廃農地、耕作放棄地も無く推移している。しかし、あまり考えたくは無いのだが、この傾向が拡大し担い手が担いきれなくなるくらいになったら：無策であれば可能性は高いと思う。

主食用米に限らず、加工、多用途米、麦、大豆、野菜、カボチャ、タマネギなどの栽培、農産物の宅配、さらには加工商品の販売などさまざまな取り組みがなされてきたし、その取り組みは続いていく。補助事業として、行政の提示したプランも数多くあったが、企画倒れとなることも少なくなかったように思う。各時代の背景も異なるので世間で言われる「猫の目農政」などと悪口を言うつもりは無い。

補助金の獲得だけを目的とした農政、農業はもう時代遅れの感がある。それぞれが課題を認識し、印象的なプレゼンテーションをしていく時代に入ってきたような感がある。

以前読んだことのある久松達央さん著「農家はもともと減っていく」農業の「常識」はウンだらけには頭を強く殴られた感があった。挑戦的なタイトルだが、中身は読み応えのある本で、能力も学も無い駄農の自分にも得られる知見が多かった。

変化する時代に合わせてひとりひとりが変わっていかないと、この幻想である。人は変われない。入れ替わることによってのみ、社会は新しい時代に適応する。

自営業者が不安定なのは世界共通である。精神的に負荷がかかること自体からは逃れられない。不安を上手に乗り切るのが最も有効な手段は、「乗り切ることだ、辛いことを乗り切って、また楽しかったことの経験を積み重ねると、少しずつ同じ悩みをやり過ごせるようになっていく。中身が同じでも、先に行けば行くほど受け止めるのは楽になる。考え過ぎずにやり過ぎずブルさが、目の前の困難に対し、少しでも楽観的に考えたいというアイデアだ。是非、読んで頂きたい。

つまり、行政もさることながら、個々が時代を読み、夢を描き、他所にプロモーションし、いかなければ大潟村農業はおろか日本の農業に未来は無いと感じる今日この頃である。

圃場内に農舎等を建てる場合は許可が必要です



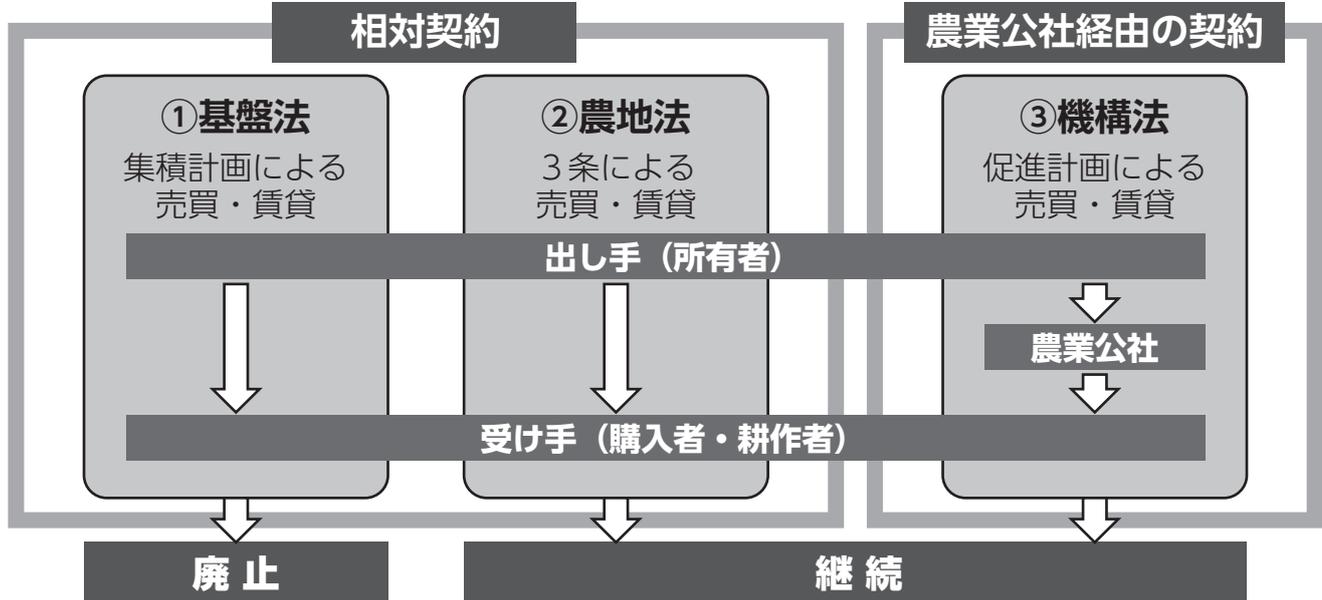
農舎等の農業用施設・既設用地の拡張等の際には、事前に農地転用の許可(届出)が必要です。また、入植当時に建設した農舎で、未許可物件についても、随時追認の受付を行っています。転用許可申請書に添付する書類等の詳細は、農業委員会へ問合せください。

■問合せ：農業委員会(Tel.45-3654)

農地の売買・賃貸方法について

農業経営基盤強化促進法の改正により、農地売買・賃貸の手続き方法が下記のように変わります。

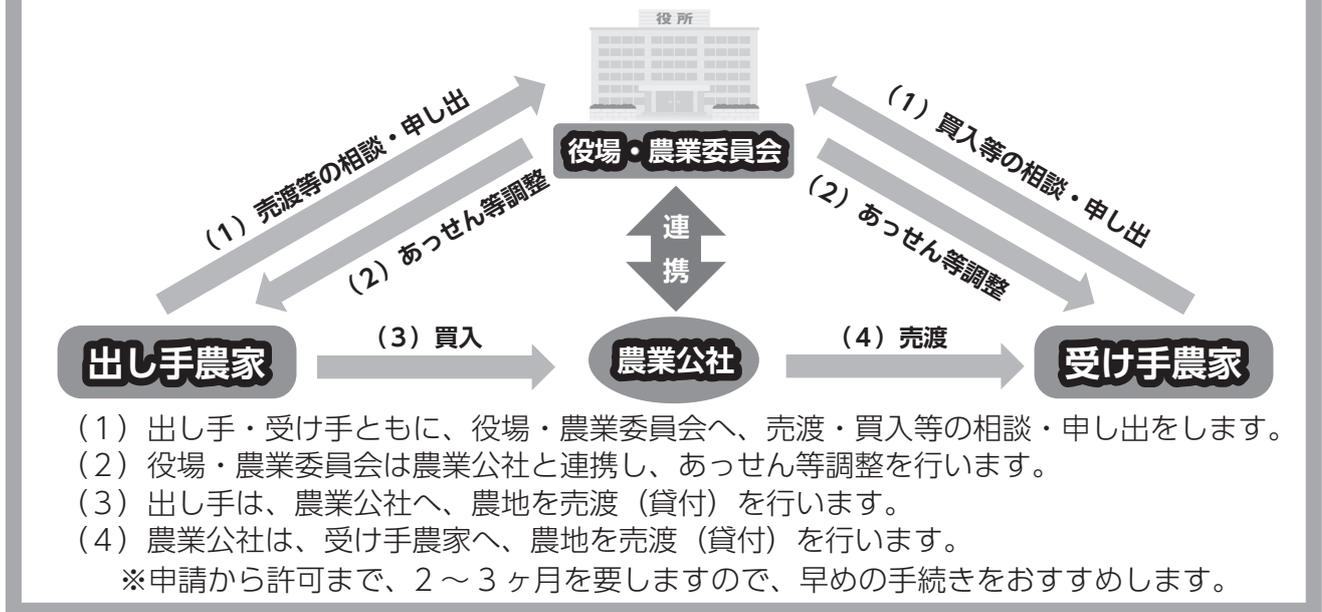
◆◆現在の手続き方法◆◆



①基盤法による「相対契約」は、令和7年2月20日まで受付が可能ですが、それ以降は廃止となります。
 以降は、②農地法による「相対契約」と、③農業公社を経由する「売買・賃貸契約」の2つの手続き方法となります。

注意 ②農地法による売買契約の場合は、所得税の特別控除の適用はありません。
 ③機構法による売買契約の場合は、所得税の特別控除800万円が受けられます。(買入協議を行った場合は、1,500万円)

◆農業公社を経由した手続き方法について説明します



- (1) 出上手・受け手ともに、役場・農業委員会へ、売渡・買入等の相談・申し出をします。
- (2) 役場・農業委員会は農業公社と連携し、あっせん等調整を行います。
- (3) 出上手は、農業公社へ、農地を売渡（貸付）を行います。
- (4) 農業公社は、受け手農家へ、農地を売渡（貸付）を行います。

※申請から許可まで、2～3ヶ月を要しますので、早めの手続きをおすすめします。

(4)の売渡方法は、下記の3パターン

- ①即買い ②1年使用貸借後の売渡 ③最長4年まで賃貸借後の売渡

※①～③とも、出上手・受け手とも手数料（売買価格の1%+15,000円）がかかります。
 ただし、③は売渡の際、売買価格から、賃貸料の1/2が差し引かれます。

農業委員会 1年の活動のあらまし (令和6年1月～令和6年12月)

◎定例総会・全員協議会

- 1月10日 第1回農業委員会定例総会・全員協議会
- 2月1日 第2回農業委員会定例総会・全員協議会
- 3月5日 第3回農業委員会定例総会・全員協議会
- 4月2日 第4回農業委員会定例総会・全員協議会
- 5月2日 第5回農業委員会定例総会・全員協議会
- 6月4日 第6回農業委員会定例総会・全員協議会
- 7月2日 第7回農業委員会定例総会・全員協議会
- 8月1日 第8回農業委員会定例総会・全員協議会
- 9月3日 第9回農業委員会定例総会・全員協議会
- 10月3日 第10回農業委員会定例総会・全員協議会
- 11月5日 第11回農業委員会定例総会・全員協議会
- 12月3日 第12回農業委員会定例総会・全員協議会

◎農地パトロール

- 7月2日 農地パトロール (農業委員・土地改良区・農協)
- 11月5日 農地パトロール (農業委員・土地改良区・農協)

◎部会の開催

- 1月10日 農政部会 (令和6年「農委だより」の最終校正)
- 1月18日 令和6年「農委だより」発行
- 2月1日 農地部会 (遊休農地への対応について)
- 11月21日 農地部会 (遊休農地への対応について)
- 11月21日 農政部会 (令和7年「農委だより」について)
- 12月20日 農政部会 (令和7年「農委だより」の校正等)

◎農業会議・秋田中央地区農業委員会会長会関係

- 4月25日 秋田中央地区農業委員会会長会通常総会 (秋田市)
- 5月16日 市町村農業委員会事務局長会議 (秋田市)
- 5月29日 県選出国會議員要請集会・全国農業委員会会長大会 (東京都)
- 5月30日～5月31日 秋田中央地区農業委員会会長会研修会 (千葉県)
- 6月21日 秋田県農業会議通常総会 (秋田市)
- 7月18日 農業者年金加入推進特別研修会 (秋田市)

- 7月31日 秋田中央地区農業委員会地区別研修会 (秋田市)
- 9月5日 秋田中央地区農業委員会会長、会長職務代理者、事務局長会議 (秋田市)
- 11月2日 秋田県農業委員大会 (鹿角市)
- 11月27日 農業者年金加入推進セミナー・県選出国會議員要請集会～11月28日 全国農業委員会会長代表者集会 (東京都)

◎関連事業関係

- 2月20日 令和6年度農作業標準作業料金の設定に伴う、受託組合との会議
- 2月27日 大湯村外周辺4市町農業委員会連絡協議会
- 3月5日 農業委員研修会
(農業委員会主催／講師：秋田県農業公社)
・農地中間管理事業・農地売買事業について
・法改正による変更点について
- 6月18日 農業者との意見交換会 (農業委員会主催)
・食品表示法及び米トレーサビリティ法の見直しを求める要望等について

地域計画策定に向けた進捗状況について

現在村では、これまでの「人・農地プラン」に「目標地図」を加えた、将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」策定(令和7年3月)に向け取り組んでいます。昨年11月から行っているアンケート調査の回答率は、11月末現在で約90%となっております。今後、産業関連の補助事業の活用については、地域計画において農業の担い手と位置付けられた者が要件となりますので、まだアンケートの回答をされていない方は、至急ご連絡くださるようお願いいたします。

【問合せ・提出先】

産業振興課
Tel 45-3653



eMAFF農地ナビで、農地情報を公開しています。

eMAFF農地ナビ(農地情報公開システム)は、農業委員会等が整備している農地台帳および農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

新たに農業を始める方や、農地の規模拡大を希望する方はご活用ください。



eMAFF農地ナビ→ <http://map.maff.go.jp>

相続登記が「義務化」となりました

令和6年4月1日から、相続登記申請が義務化となりました。令和6年4月1日以前に発生した相続についても、3年以内の登記申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょう。相続登記が完了したら、その農地のある農業委員会へ届出ください。

※正当な理由がなく登記申請を怠った場合は、10万円以下の過料が科せられます。詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

◎問い合わせは農業委員会 (Tel45-3654) まで



農業者年金に加入しましょう!! 詳しくは同時配布のパンフレットをご覧ください。